

薬剤師国家試験制度改善検討部会における検討事項(案)

- 平成 28 年 2 月 4 日付けで医道審議会薬剤師分科会薬剤師国家試験制度改善検討部会において取りまとめた薬剤師国家試験のあり方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の内容をベースに、これまでの薬剤師国家試験の実施状況や、令和 4 年度における薬学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂を踏まえ、基本方針に上げられた項目に沿って、必要な改善事項について検討していくこととしてはどうか。

- 項目毎に以下のような検討事項があるのではないか。

(1) 試験科目について

【検討事項（案）】

- ・ 試験科目をどのように考えるか。特に、今般のモデル・コア・カリキュラム改訂に伴い、変更する必要があるか。

【基本方針】

- 現行の薬剤師国家試験においては、問題を必須問題及び一般問題に区分（一般問題にあつては、薬学理論問題及び薬学実践問題に更に区分）した上で、科目を、「物理・化学・生物」、「衛生」、「薬理」、「薬剤」、「病態・薬物治療」、「法規・制度・倫理」、「実務」としている。

- ・ 基本方針で「引き続き検討」とされた事項について、どのように考えるか。

【基本方針】

- 改訂モデル・コアカリキュラム（※）において、「薬理」と「病態・薬物治療」について、器官別の一連の項目としてまとめられたところであるが、大学におけるこれらの科目の教育方法について、当分の間見極める必要があることから、現時点では試験科目を統合せず、現行どおりとする。

- 薬剤師国家試験で評価すべき基本的な資質を薬学共用試験 GBT で代用することについては、今後の検討課題とする。

※ 平成 25 年度改訂版。令和 4 年度改訂版でも引き続き、一連の項目としてまとめられている。

(2) 出題基準について

【検討事項（案）】

- ・ 改訂されたモデル・コア・カリキュラムに合わせてどのように見直すか。
- ・ 出題基準の体系をどのように考えるか。

【基本方針】

- 各科目の出題項目については、現行の出題基準では、モデル・コアカリキュラムを基本としていることから、改訂モデル・コアカリキュラムに合わせて見直しを行うこととする。
- 出題基準の体系については、現行どおりとし、改訂モデル・コアカリキュラムの項目を基本として「大項目」「中項目」「小項目」とし、「小項目」については具体例を例示することとする。

(3) 試験出題形式及び解答形式の見直し

【検討事項（案）】

- ・ 試験出題形式及び解答形式について、どのように考えるか。
- ・ 薬剤師として選択すべきでない選択肢（公衆衛生に甚大な被害を及ぼすような内容、倫理的に誤った内容等をいい、いわゆる「禁忌肢」）について、どのように考えるか。

【基本方針】

- 現行どおり、試験は、正答肢を選択する問題（一問一答形式、正答の設問肢が一つではない形式又は解答肢の全ての組合せの中から正答肢を選択する形式）を基本とし、特に必須問題の場合にあっては、設問の正誤を一問一答形式で問うことを基本とする。
- 実務に即した技能・態度等を確認するための手段として、今後も写真や画像、イラスト等を積極的に活用することとする。
- 薬剤師には、医療人としての高い倫理観と使命感が求められることにかんがみ、薬剤師として選択すべきでない選択肢（いわゆる「禁忌肢」）を含む問題について、導入することとする。

(4) 試験問題数について

【検討事項（案）】

- ・ 各科目の出題数や「必須問題」、「一般問題（薬学理論問題）」、「一般問題（薬学実践問題）」の出題数について、どのように考えるか。
- ・ その上で、複合問題、連問等については、科目の組合せや科目毎の出題数についてどのように考えるか。

【基本方針】

受験者の負担等の観点から、現行どおり、各科目の出題数や「必須問題」、「一般問題（薬学理論問題）」、「一般問題（薬学実践問題）」の出題数については別紙（※資料2参照）のとおりとし、2日間で試験を行うこととする。

(5) 合格基準

【検討事項（案）】

- ・ 合格基準をどのように考えるか。

【基本方針】

以下のすべてを満たすこと。※

- ① 問題の難易を補正して得た総得点について、平均点と標準偏差を用いた相対基準により設定した得点以上であること。
- ② 必須問題について、全問題への配点の70%以上で、かつ、構成する各科目の得点がそれぞれ配点の30%以上であること。

※ 第104回薬剤師国家試験より、合格基準に禁忌肢の選択状況も加味している。

(6) 過去に出題された試験問題(既出問題)の取扱い

【検討事項（案）】

- ・ 既出問題の取扱いをどのように考えるか。

【基本方針】

既出問題のうち、薬剤師に必要な資質を的確に確認することが可能な良質な問題として一定の評価が与えられた問題を活用することとし、その割合は、20%程度とする。

ただし、既出問題が十分に蓄積されるまでの間に活用する割合は、この限りではない。既出問題の活用にあたっては、単なる正答の暗記による解答が行われないう、問題の趣旨が変わらない範囲で設問及び解答肢などを工夫することとする。

(7) 改訂された基本方針の適用時期

【検討事項（案）】

- ・ 改訂された基本方針の適用時期をどのように考えるか。

※改訂されたモデル・コア・カリキュラムについては、令和6年度の薬学部入学生から適用されているところ、その学生らが初めて受験する第115回国家試験（令和11年度実施）より改訂された基本方針を適用する方向性でよいか。

(8) その他

その他、検討すべき事項はあるか。